

事業者等（事業者・設計者・不動産関係者等）の皆さまへ

京都市都市計画局  
建築指導部建築審査課

### 建築審査課窓口受付方法の変更について（お知らせ）

日頃から、本市の建築行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。


この度、よりスムーズな窓口対応を実施するため、建築審査課窓口の受付方法を令和2年4月1日から下記のとおり変更させていただきます。

皆さまの御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

#### 記

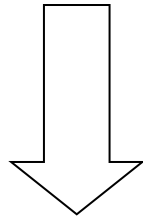
**これまでの受付方法**

- ① 申請、届出、相談等  
⇒ 職員が業務内容をお伺いして受付票を交付
- ② 建築計画概要書等  
⇒ 利用者が受付に設置された受付票を取得



イメージ

3月中旬から試行実施として、4月1日から本格実施させていただきます。  
※ 試行実施期間は、①の受付のみ試行します。




**令和2年4月1日から**

- ① 申請、届出、相談等
- ② 建築計画概要書等  
⇒ ①、②共タッチパネル操作で業務別に受付票を発券

**<改善点>**

- ・ 対応状況を大型モニターで表示
- ・ 業務ごとの待ち人数が分かる
- ・ お呼びした際に不在だった番号を表示
- ・ お昼休み時間（午前 11 時半から午後 1 時）の間も発券可能



イメージ

- 都市計画局内では、建築審査課のみの実施となります。
- 受付時間の変更はありません（下記のとおり）。  
 建築計画概要書等：午前：9時00分～11時30分 午後：1時00分～4時30分  
 申請、届出、相談等：午前：8時45分～11時30分 午後：1時00分～3時00分